

答申第 586 号

平成 26 年 3 月 20 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 25 年 3 月 14 日付けで諮問された暴力団排除条例に係る通知文一部非公開の件（諮問第 640 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

暴力団排除条例に係る通知文のうち、不服申立ての対象となった情報を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）から送付された神奈川県暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に係る通知文（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年3月4日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）のうち、連絡先の内線番号を除く部分（以下「本件情報」という。）の公開を求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号該当の点について

(ア) 神奈川県（以下「県」という。）は、暴力団経営支配法人に係る情報を公開している。こうした対応は他の公共団体においても見られ、常識に沿った対応である。

(イ) 条例の目的（第1条）や解釈運用方針（第2条）を勘案すると、本件情報中の商号又は名称（以下「本件商号等」という。）は公開されるべきである。そして、本件商号等が明らかになれば、何人も商業登記簿から、会社の住所と代表者を知ることができる。

したがって、本件情報中の住所（以下「本件住所」という。）及び本件情報中の氏名（以下「本件氏名」という。）を非公開にする利益はない。

イ 条例第7条該当の点について

(ア) 暴排条例は、県民に、暴力団排除に向けて、積極的な役割を果たすことを求め（第7条）、県に対しては、県民の理解を深めるために、広報、啓発活動をする規定している（第14条）。そうすると暴力団経営支配

法人に関する情報が県民に公開されなければ、県民は上記役割を果たせないし、県も県民の理解を深めることはできない。

- (イ) 本件情報が公開されなければ、県民が自宅改築の請負契約を暴力団経営支配法人と結ぶことになり、県の暴力団排除政策に反する。この点につき、実施機関は、本件情報を公開すると、暴力団経営支配法人が民間人から契約を獲得するのが困難になるとか、暴力団をやめて5年以内の者が収入を得られなくなり、更生への道が閉ざされるという。換言すれば、暴力団排除は公共事業から暴力団員等を排除すれば十分で、県民が暴力団経営支配法人と契約をしても、それは元暴力団員の更生を助けて好ましいというのである。こうした県の見解が、一般人の理解を得られるであろうか。
- (ウ) 暴排条例の下、弁当屋が暴力団事務所に弁当を届けると、罰せられる。そして今日、暴力団事務所から代紋や組看板が撤去され、一見すると普通の建物やマンションの一室が、組事務所になっているという。そうした中で弁当屋が商売をするには、誰が暴力団関係者か、どこが組事務所かという情報が、公開されなければならないのである。
- (エ) 条例は、他の条例等の存在を所与の条件とした状況の中で、解釈適用されるべきである。今日、県は暴力団排除を重要な課題としているのであるから、本件非公開情報の公開が公益に資することは、論をまたない。

3 実施機関（安全防災局安全防災部くらし安全交通課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、暴排条例第9条が規定する「県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置」として、警察本部長が知事に対し、同条例に基づく排除措置対象者であることを通知した文書である。

(2) 暴排条例に基づく排除措置について

暴排条例に基づく排除措置では、公金が暴力団に渡る可能性を徹底的になくすため、排除対象を幅広く、厳しく規制しているが、規制対象は行政に限定しており、仮に県の契約事務から排除対象となった法人等でも、県以外の

民間企業などを相手方とする契約は規制対象外となる。

本件情報は、神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）における捜査、情報収集などの活動範囲等に関するもので、本来非公開である。しかし、暴排条例の排除措置を行うためには、県は暴力団に関する最小限の情報を知る必要があるので、知事、神奈川県公営企業管理者、神奈川県教育委員会教育長及び警察本部長の4者で「神奈川県暴力団排除条例に基づく排除措置連絡体制等に関する合意書」を締結し、これに基づき通知される本件行政文書の取扱い範囲を、県の暴排条例第9条、第10条及び第11条に基づく暴力団排除措置に使用目的を限定し、警察本部は必要情報を県に提供することが定められている。

警察本部長は、排除対象法人を把握した際には本件行政文書により、実施機関に通知する。実施機関は、本件行政文書の写しを入札事務の判断材料の一つとして会計局調達課へ送付する。会計局は、当該法人が県の入札参加資格を有するか確認する。資格があると確認できれば、「神奈川県指名停止等措置要領」に基づき「かながわ電子入札共同システム」（以下「システム」という。）に指名停止情報を登録することで指名停止措置を講じる。本件行政文書自体を公表しているわけではない。また、指名停止通知書を当該法人に送付するとともに庁内に周知する。入札参加資格がなければ庁内周知のみ行う。

本件行政文書は2社分あり、そのうち1社（以下「甲法人」という。）は、県の入札参加資格を有していたのでシステムに登録された。もう1社（以下「乙法人」という。）は、入札参加資格がなかったので庁内周知のみ行われた。

行政が行う税金を財源にする公契約では、透明性、公平性が厳格に求められ、また、入札参加資格自体も相当の公共性を有する。このような公契約からある法人を指名停止措置で排除するには客観的な理由が必要となり、その説明責任を果たす目的で、また、公平、公正な入札参加資格制度の維持を目的として、結果の公表を行う必要がある。不適切な工事を行ったなど暴力団排除以外の理由で指名停止措置が行われても当該法人情報は公表される。会計局の公表は入札の公正性を保つという目的があり、暴力団排除を目的とす

るものではなく、暴排条例の趣旨や制度と異なる。

(3) 条例第5条第1号該当性について

本件氏名は、条例第5条第1号本文に規定する特定の個人に関する情報である一方、法人の役員に関する情報であるため、同条第1号ただし書アに該当し非公開情報に該当しないとも考えられるが、本件氏名は、本件商号等及び本件住所と一体不可分な情報であるため、本件商号等及び本件住所が同条第2号に該当し、非公開となる以上、同条第1号ただし書アに該当せず、また同条同号ただし書のイからエのいずれにも該当する理由が認められないため、同条同号ただし書には該当しないと判断し、非公開とした。

(4) 条例第5条第2号該当性について

暴排条例第9条は、税金が暴力団の資金源となることを防止するために、暴力団だけでなく、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている暴力団経営支配法人等、さらには暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者についても、県が実施する契約から排除する旨を規定しているが、県以外の相手方との契約からの排除までをその目的とするものではない。

したがって、県の契約事務からの排除対象となった法人であっても、県以外の相手方との契約は暴排条例の規制対象外であるから、本件商号等及び本件住所を公開することは、当該法人等が民間の契約からも排除される結果を招くおそれがあるため、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

なお、暴力団経営支配法人等について、県のみならず民間を含む全ての契約事務から排除することは、暴力団から離脱した者が5年間にわたり正業に就くことを阻むなど、暴力団からの離脱や更生への道を閉ざすことにつながるため、暴力団の根絶を目指すとの暴排条例の目的に逆行しかねない。

(5) 条例第5条第6号該当性について

本件情報は、警察本部が捜査活動等を通じて把握した情報であり、警察本部は公表していない。本件行政文書自体も非公表である。本件情報を公開すると、暴力団の対立抗争、当該法人への業務妨害、離脱者への不法行為や再加入の働きかけ、警察による捜査を察知しての証拠隠滅など新たな不

法行為が懸念されることから、条例第5条第6号の犯罪の予防に該当すると判断し、非公開とした。

(6) 条例第7条該当性について

暴力団に関する全ての情報が県民に有益であって公開すべきものとは考えていない。暴力団は集团的、常習的に暴力的不法行為等を助長する団体であり、反社会的勢力であるからこそ、暴力団をなくす取組みは基本的人権あるいは正当な利益を守りながら進められる必要がある。条例第7条を適用し、基本的人権あるいは正当な利益があるため条例第5条各号に該当すると認められた非公開情報を公開するには、極めて高度な公益性があるか慎重に判断されることになるが、今回はそれが認められない。

(7) 暴排条例第14条に定める県の広報及び啓発及び第22条に定める契約の締結における責務について

暴排条例第14条に基づく広報及び啓発は、県民に暴力団とはどのような存在であり、なぜ排除しなければならないかを理解してもらうために行っている。個別具体の団体や構成員の情報を提供して、取引を禁止するというものではない。

暴排条例第22条の規定は、契約時に相手方を確認するようになどの努力義務であり、罰則はなく、規制内容もそれほど強くない。したがって、不服申立人の主張する弁当屋が暴力団事務所に弁当を届けたら罰せられるという前提は誤っている。

同様に、不服申立人は、本件情報が公開されないと県民が自宅改築の請負契約を暴力団経営支配法人与結ぶことになり県の暴力団排除施策に反すると主張するが、契約そのものを結ぶことは好ましくないとはいえ、暴力団排除施策に反するとはいえない。暴力団に対して、他者より有利な条件で取引することがないようという趣旨で、同じ条件で契約を結ぶことは問題ない。また、企業では、通常取引において企業指針を持っているのでそれに任せている。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その聴取の結果も踏まえて、次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、暴排条例第9条が規定する「県が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置」として、警察本部長が知事に対し、暴排条例に基づく排除措置対象者であることを通知した文書である。

(3) 本件不服申立ての対象について

本件不服申立ての対象は、本件処分において非公開とされた情報のうち、本件情報についてであると認められるので、当審査会としては、当該情報について、以下、検討する。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 暴力団経営支配法人等について、県の契約事務からの排除対象となっても県以外の相手方との契約は暴排条例の規制対象外である。また、暴排条例は、暴力団経営支配法人等の全ての行為について規制対象としているものではないことから、規制対象以外の行為について、一定の権利、利益があると認めざるを得ない。このことから、本件商号等及び本件住所を公開することは、当該法人等が民間の契約からも排除される結果を招くおそれがあるため、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断する。

ただし、甲法人については、県の入札参加資格を有していたので、会計局が入札の公正性を保つという目的で、暴力団経営支配法人等であることを理由に本件商号等及び本件住所を公表した。暴力団排除を目的とするものではなく、暴排条例の趣旨や制度と異なるとはいえ、また、本

件行政文書自体を公表しているわけではないが、会計局が甲法人の商号等及び住所を公表していることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないと判断する。

したがって、甲法人の商号等及び住所は条例第5条第2号本文に該当しないが、乙法人の商号等及び住所は同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できると規定している。

(イ) 乙法人の商号等及び住所は、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しないと判断する。

(5) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 本件氏名は、特定の個人が識別できる情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

本件氏名は、法人の役員に関する情報であるため、本件商号等が公開されれば「法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等

の交付が認められている情報」に該当する。しかし、前記（４）のとおり、乙法人については、商号等は非公開と判断する。

したがって、甲法人については、同号ただし書アに該当すると判断し、乙法人については、同号ただし書アに該当しないと判断する。

（ウ）本件氏名は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないことから、条例第５条第１号ただし書イからエに該当しないと判断する。

（６）条例第５条第６号該当性について

ア 条例第５条第６号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は非公開とすることができるとしている。

ここでいう「犯罪の予防」とは、犯罪行為をあらかじめ防止することをいい、犯罪を誘発するおそれのある情報は、犯罪予防の見地から、本号により非公開とすることができるかと解される。また、「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに犯人及び証拠を発見し、証拠を収集及び保全する活動をいうと解される。

イ 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件行政文書に記載された情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当の理由があるかどうかを検討する。

ウ 本件情報は、警察本部が捜査活動等を通じて把握した情報であり、警察本部は公表していないこと及び本件行政文書自体も非公表であることが認められる。

エ 警察庁の通達（「暴力団排除等のための部外への情報提供について」平成 25 年 12 月 19 日付け警察庁丙組企分発第 35 号、丙組暴発第 13 号 警

察庁刑事局組織犯罪対策部長)によると、「暴力団情報については、警察は厳格に管理する責任を負っている」ことから、暴力団情報の提供には、暴排条例上の義務履行に必要と認められるか、提供の相手方が情報を適正に管理することができるかとの検討を行い、暴力団対策に資すると認められる場合は、暴力団情報を当該情報を必要とする者に提供することとされている。よって、何人もできる情報公開請求により公開するものとは認められない。

オ さらに、本件情報を公開すると、暴力団経営支配法人指定とみなす基準が明らかになったり、警察による捜査を察知しての証拠隠滅など新たな不法行為が懸念されることから、犯罪の予防や捜査に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(7) 条例第7条該当性について

ア 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。

イ ここでいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第5条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による人の生命、身体等の保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的及び公共的な利益を保護する特別の必要がある場合をいい、本条の規定は、こうした場合に非公開情報であっても実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えたものと解される。

ウ 実施機関は、本件行政文書において非公開とした情報について、条例第5条第1号、第2号及び第6号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、前記(4)、(5)及び(6)で述べた非公開とすることによって生ずる支障を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことに裁量権の逸脱又は濫用を認めることはできない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 3 月 14 日	○ 諮問
3 月 18 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 10 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 12 日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 24 日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する 意見書を受理
9 月 11 日 (第 121 回部会)	○ 審議
12 月 9 日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等 理由説明を聴取
12 月 20 日 (第 124 回部会)	○ 審議
平成 26 年 2 月 21 日 (第 125 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者 (部 会 長 を 兼 ね る)
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
西 谷 剛	國 學 院 大 学 法 科 大 学 院 客 員 教 授	会 長
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	

(平成 26 年 3 月 20 日現在) (五十音順)